

## 通学区域緩和制度の改正について

### 1. 目的

通学区域緩和制度は、町田市立小学校及び中学校の入学時に住所により定められた指定校以外への通学を選択できる制度です。理由は問わずに小学校は隣接校、中学校は市内全域から選択が可能です。

通学区域緩和制度の申請は10月初旬を申請期限とし、その時点の申請者を対象に新入学に係る学区外通学者を決定しています。例年、期限後に学区外通学の申請の相談を受けることがありますが、お断りしている状況です。

こうした状況に対応するため、今後は、通学区域緩和制度の申請について、二段階の申請期限を設けることで、学区外通学を希望する方が制度をより利用しやすくするものです。

また、学校統合に係る特例措置として、現在、認めていない入学後の通学区域緩和制度の辞退を、学校統合により学校位置が変わった場合のみ、認めることとします。

### 2. 変更内容

#### (1) 通学区域緩和制度の申請受付期間を第一次申請、第二次申請の二段階方式とします。

##### ① 第一次申請期間

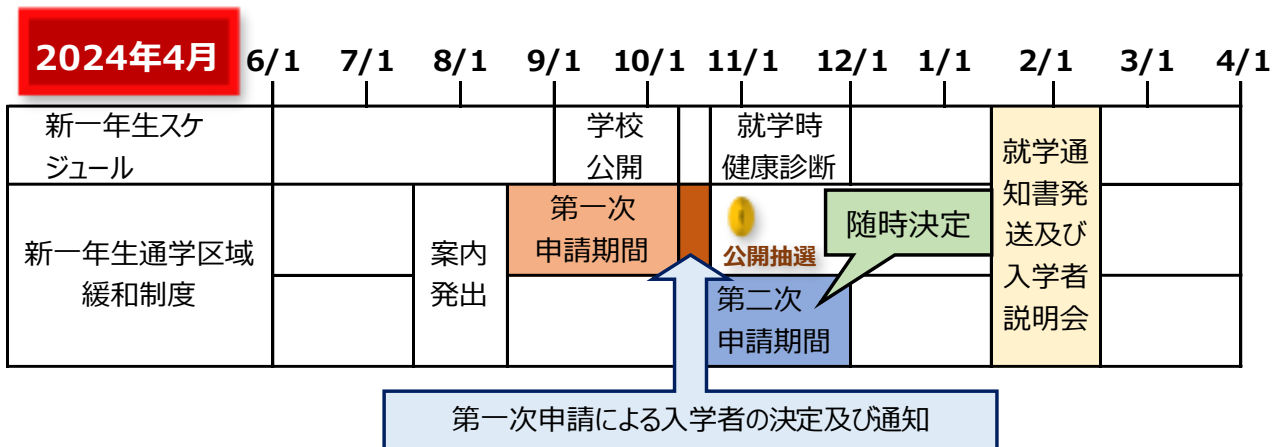
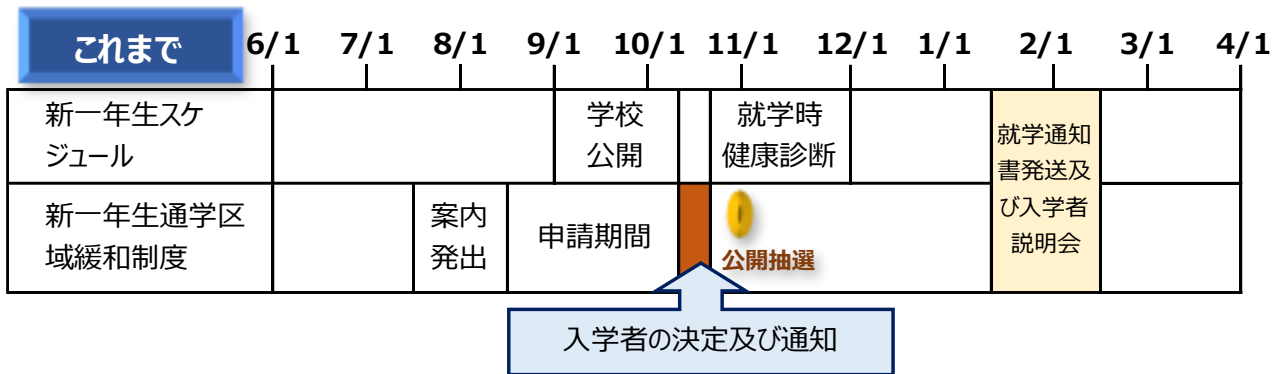
申請期間：8月初旬～10月初旬

- ・受入枠(上限35人)を超える申請があった学校は公開抽選を行う。

##### ② 第二次申請期間【受入枠上限に達していない学校のみ】

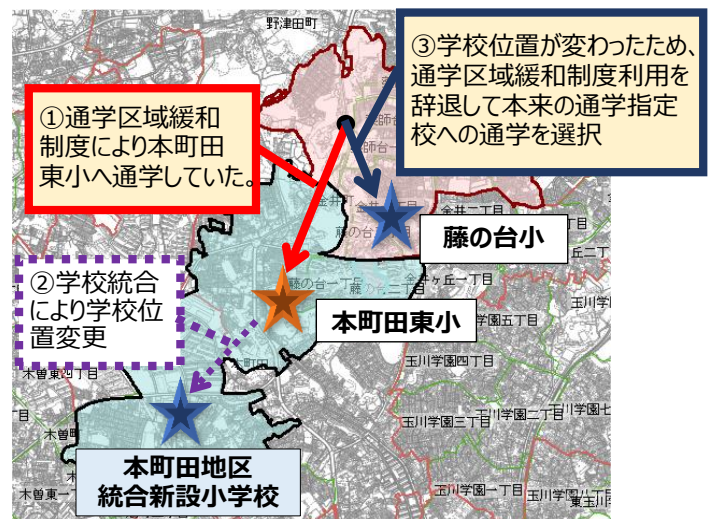
申請期間：第一次申請期間の終了日の翌日から11月末まで

- ・公開抽選は行わず、先着順で順次申請を受付、決定を行う。受入枠が上限に達した時点で終了とする。



(2) 学校統合により学校位置が変わった場合は、入学後の通学区域緩和制度の辞退を可能とします。

通学区域緩和制度は入学後の辞退は認めていないが、学校統合により学校位置が変わった場合は例外として、辞退を認めることとする。



3. 適用開始日 2024年4月1日